

福井市多世帯同居近居住替支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 多世帯同居近居住替支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福井市住宅基本計画に基づき、親世帯や子世帯と離れて暮らす世帯で、新たに多世帯で同居又は近居しようとする世帯に対して、住居を住み替える際の引越し費用の一部を補助することにより、多世帯での同居近居を推進し、ふくいらしい魅力的な住環境の推進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世帯同居 住民票の異動を伴う転居をする世帯と直系尊属又は直系卑属(直系卑属の単独世帯は除く。)の世帯が、複数の世帯で同居することをいう。
- (2) 多世帯近居 住民票の異動を伴う転居をする世帯と直系尊属又は直系卑属(直系卑属の単独世帯は除く。)の世帯が、複数の世帯で市内の同一小学校区内に別に居住することをいう。
- (3) 直系卑属の単独世帯 子や孫からなる、構成人数が1人の世帯をいう。
- (4) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- (5) 市内業者 福井市内の個人事業者又は市内に本店若しくは営業所

等を置く法人事業者をいう。

- (6) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条の規定により策定した福井市立地適正化計画で位置づける居住誘導区域をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 同居又は近居予定者と離れて暮らす者で、新たに多世帯同居する者又は多世帯近居する者
- (2) 3年以上同居又は近居する意思を有する者
- (3) ふくい住まい支援事業の他の補助金を受けない者

2 前項に掲げる補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- (1) 過去に、この要綱による補助金を受けたことのある者
- (2) 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者
- (3) 市町村税の滞納のある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が不相当と認める者

3 前各項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を補助対象者とする。

(補助対象住宅及び引越し費用)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の全てに該当する住宅とする。

- (1) 市内に存する一戸建て住宅であるもの(住宅部分の床面積が2分の

1 以上の併用住宅を含む。)

(2) これから居住する住宅であるもの

(3) 賃貸住宅でないもの

2 補助金の交付の対象となる引越し作業は、市内業者の請負による引越し作業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、補助対象住宅への入居に係る引越し費用で、総額が100,000円以上とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の最小の額とする。

(1) 補助対象経費の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)

(2) 30,000円

2 補助対象住宅が居住誘導区域内にある場合には、前項第2号中「30,000円」を「50,000円」と読み替える。

3 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、引越しに係る契約等の前に、福井市多世帯同居近居住替支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市多世帯同居近居住替支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(着手、変更、取下げ)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定の通知日から3月以内に引越しに係る契約等を締結し、当該通知日の属する年度の3月31日までに、当該引越し作業を完了し同居近居を開始しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更(軽微な変更を除く。)が生じる場合は、変更に係る契約等の前に、市長に福井市多世帯同居近居住替支援事業補助金交付変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

4 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取下げる場合には、市長に福井市多世帯同居近居住替支援事業補助金交付申請取下げ届(様式第4号)を届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、引越しが完了し、多世帯同居近居を開始したときは、規則第11条の規定により、当該通知日の属する年度の3月31日までに、福井市多世帯同居近居住替支援事業完了実績報告書(様式第5号)に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市多世帯同居近居住替支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするとき

は、規則第14条の規定により、福井市多世帯同居近居住替支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 交付決定の通知日から3月以内に契約等を締結しないとき。
- (4) 完了実績報告書を第11条に規定する日までに提出しないとき。
- (5) 補助対象経費が第6条に規定する金額に満たなくなったとき。
- (6) 補助金の交付の決定を受けた者について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めるとき。
- (7) 取下げ届を受理したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（個人情報の利用目的）

第15条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表1(第8条関係) 申請書に添付する関係書類

- (1) 多世帯同居近居住替概要書
- (2) 引越しに係る見積書の写し
- (3) 現居住者(取得住宅居住予定者)及び同居近居予定者の関係を示すもの(戸籍謄本、婚約証明書等)
- (4) 申請者世帯及び同居近居世帯の住民票
- (5) 申請者世帯及び同居近居世帯の市町村税の納税証明書(非課税の者は非課税証明書)
- (6) その他市長が必要と認める書類

別表2(第11条関係) 完了実績報告書に添付する関係書類

- (1) 引越しに係る契約書等の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象住宅に転居した者の住民票
- (4) その他市長が必要と認める書類